

甲事件 平成28年(ワ)第12785号 損害賠償等請求事件

乙事件 平成28年(ワ)第17680号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外244名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面(1)

平成28年8月3日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被告 示現舎合同会社
上記代表者代表社員 宮部 龍彦
被告 宮部 龍彦
被告 三品 純

第1 請求の原因に対する認否(甲・乙事件共通)

- 1 原告組坂繁之ら245名が「被差別部落出身者」であること(甲事件訴状第1第1項(2)ないし(7)、乙事件訴状第1第1項)は否認する。
- 2 原告組坂繁之ら245名が甲・乙事件訴状別紙ウェブサイト目録3に氏名、住所、電話番号とされる情報が記載されていること(甲事件訴状第1第1項(2)ないし(7)、乙事件訴状第1第1項)は不知。
- 3 甲・乙事件訴状第1第2項(1)については認める。
- 4 甲・乙事件訴状第1第2項(2)について
被告宮部が示現舎合同会社の代表社員であり、ウェブサイト鳥取ループを運営していることは認める。
同和地区 Wiki サイトについて当初は被告宮部が設置したものであり、

「同和地区.みんな」ドメインを管理していたことは認めるが、事実上は
いわゆる「Wiki」サイトの一編集者の立場に過ぎない状態である。

5 甲・乙事件訴状第1第2項(3)について

被告三品純が示現舎合同会社の業務執行役員であり、ウェブサイト
「示現舎」を共同で運営していることは認めるが、「同和地区 Wiki」を運
営・管理していることは否認する。

6 甲・乙事件訴状第2第1項(1)について

1段落目については認める。

2段落目については否認する。少なくとも甲10で示された出版物は
今後出版の予定はなく、そもそも1冊も印刷されていない。内容が同じ
書籍が出版された事実はない。

7 甲・乙事件訴状第2第1項(2)について

1, 2段落目については認める。

3段落目について、被告宮部が原告解放同盟から甲11のメールを
受信したことは認めるが、「本件出版予定物を出版することは、部落差
別を助長する極めて悪質な行為」であることは原告らの独自の見解に
過ぎず、被告宮部の認識ではない。

8 甲・乙事件訴状第2第2項(1)について

ウェブサイト「示現舎」を被告らが運営管理していることは認めるが、
「部落差別を助長する記事を多数掲載している」ことは否認する。

9 甲・乙事件訴状第2第2項(2)について

ウェブサイト「鳥取ループ」を被告宮部が運営管理していることは認め
るが、別紙ウェブサイト目録1(1)ないし(4)を掲載したのは別のウェブサ
イトである。

10 甲・乙事件訴状第2第2項(3)について

ウェブサイト「同和地区 Wiki」を被告宮部が運営管理していたことについては否認する。なお、このウェブサイトは既に存在しておらず、別紙ウェブサイト目録2・3、別紙ウェブサイト目録1(1)ないし(4)は既に掲載されていない。

11 甲・乙事件訴状第2第2項(4)については認める。

12 甲・乙事件訴状第2第3項(1)について

1段落目については認める。

2段落目については否認する。「部落差別を助長」等の評価は原告らの独自の見解に過ぎない。

13 甲・乙事件訴状第2第3項(2)について

1段落目については認める。

2段落目については否認する。「被差別部落出身の個人を特定し、差別を助長」等の評価は原告らの独自の見解に過ぎない。

14 甲・乙事件訴状第2第3項(3)について

否認ないし不知。

これらの情報は被告らによって掲載されたものではなく、どうやってどのような目的で掲載されたものなのか被告らは関知しない。

15 甲・乙事件訴状第2第3項(4)について

1段落目については認める。

2段落目については否認する。「部落差別を煽り、差別を助長しようとしている」等の評価は原告らの独自の見解に過ぎない。

16 甲・乙事件訴状第2第3項(5)について

1段落目については認める。

2段落目については否認する。「部落差別を助長し、固定化する」等の評価は原告らの独自の見解に過ぎない。また、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分申立事件の出版等差止仮処分の対象は原告らが存在すると考えた特定(乙1、乙3号証)の出版物であり、インターネット上への公開の禁止については原告らが訂正申立書で取り下げた経緯がある(乙2号証)。

17 甲・乙事件訴状第2第4項について

①②については認めるが、③については否認する。

18 甲・乙事件訴状第3第1項(1)について

①②については認めるが、③については否認する。

19 甲・乙事件訴状第3第1項(2)について

否認ないし不知。特に3段落目以降については争う。

これらの情報は被告らによって掲載されたものではなく、誰によって、どうやって、どのような目的で掲載されたものなのか被告らは関知しない。

3段落目について、早稲田大学名簿提出事件(最判平成15年9月2日)は、「江沢民国家主席の講演会に参加を申し込んだ学生」という情報を大学が警察に提出したことが違法とされたのであって、単なる住所地在がプライバシー情報であると認めたものではない。また、NTT 電話帳事件(東京地判平成10年1月21日)では、NTT と契約関係にある顧客が、電話帳への掲載を明示的に断ったにも関わらず掲載したことを違法としたのであって、本件とは異なるものである。

「解放同盟関係人物一覧」なるものが、どうやって作成されたのか被告らは関知しないところである。

4段落目について、原告は「記載対象者が特定され、不当な差別を受ける危険性は極めて高い」とするが、そもそも原告解放同盟は自ら「部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」と主張をしており、なおかつ自ら差別される人々だといった趣旨の主張をしているのだから、「解放同盟関係人物一覧」の存在と、不当な差別を受ける危険性との間には因果関係がない。

5段落目について、確かに示現舎では各地の部落を探訪して記事を書いているので、原告らの住所地にも取材に行く可能性はあるが、それは「解放同盟関係人物一覧」とは別問題である。

6段落目について、常識的に考えて、部落解放同盟の会員に嫌がらせをする人は、かなり限られると思料する。

7段落目について、これまで述べてきたとおり「解放同盟関係人物一覧」がどのような目的で作成されたのか被告らは関知しないことである。ただ「同和地区 Wiki」が同和地区を特定するためのサイトであることを考えると、単に解放同盟員の住所を同和地区特定のための手がかりにしようとしたと考えるのが自然である。

8段落目について、解放同盟は会員が役職と本名を明かして政治的な活動を行っている実態があるのだから、どのような形であれ解放同盟の役職にあるものを公開することはプライバシー権の侵害とは言えない。原告らの主張が「解放同盟は部落解放運動団体だから、他の政治的団体に比べて特別な配慮を必要とする」といった趣旨であれば、それこそ部落問題を特別視することである。

20 甲・乙事件訴状第3第1項(3)について

全て否認する。

部落の場所から「被差別部落出身者」が判明するという趣旨の主張は、原告らの独自の見解に過ぎない。地名やその地域の特徴・歴史が住民のプライバシーにあたるというのであれば、およそ歴史・地理・地誌の研究は不可能であり、学問の自由を著しく制限することになる。「部落」だからと言って特別視する理由もない。

また、原告解放同盟は自ら「部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」と主張し、原告らは「被差別部落出身者」を自称しているのだから、実態は原告らの主張とは正反対である。むしろ、原告解放同盟の支部の所在地や、会員の住所が部落の場所を特定する手がかりになり得る。

また、後で述べるように部落、被差別部落、特殊部落、被虐部落、被差別部落、同和地区等と呼称される地域の地名は過去から現在に至るまで何度も公開されてきた。原告らはプライバシーを口実に、部落問題に関する言論全体を支配しようとしているものである。

21 甲・乙事件訴状第3第2項について

全て否認する。

前述のとおり部落の場所から「被差別部落出身者」が判明するという趣旨の主張は、原告らの独自の見解に過ぎない。

また、宇都宮地裁栃木支部昭和33年2月28日判決を引き合いに出し、部落の住民と精神病者を同列視するような、双方に差別的な原告の主張こそ危険な考えである。

22 甲・乙事件訴状第3第3項(1)ないし(2)について

原告らは「私人間において差別されない権利」なるものを主張し、独特の考えを開陳しているが、意味不明である。

「憲法の規定が直接に適用されるということはない」(いわゆる三菱樹脂事件判決(民集 27 卷 11 号 1536 頁)を念頭に置いたものである)と言いながら、私人による出版行為を憲法の趣旨に従って禁止せよという主張は矛盾している。

23 甲・乙事件訴状第4については争う。

部落問題について、原告らは独自の主張をしているが、これに関しては後で被告らの意見を述べる。

24 甲・乙事件訴状第5第1項については争う。

全国部落調査には、記載された部落が「被差別部落」であるとは書かれておらず、どのような基準で部落が選ばれているのか不明である。また、戸数が1, 2戸であり、一般的な意味での「部落」とさえ言えないような地名も含まれている。

被告官部は、全国部落調査を発掘したことにより、「部落地名総鑑」と言われた本の真の正体を暴いたのである。さんざん「差別図書」と言われてきた「部落地名総鑑」の原典は、実は政府の外郭団体によって融和事業の推進のために作られた文書だったのである。

その内容が「被差別部落の特定」であるかどうかはともかくとして、原告らは、全国部落調査の内容は「公共の利害に関する事項に係るものとは到底いえない」といった趣旨のことを述べるが、全国部落調査の内容は間違いなく公益に関わることである。

「部落地名総鑑」がどれほどの国民、企業さらには国の政策に影響を与えたのか計り知れない。ゆえに、その原典となった「全国部落調査」の内容は多くの国民が知りたいと思うであろうし、そうでなくとも「全国部落調査」が様々な部落問題研究の基本文献となっている。

全国部落調査は後世に残すべき重要な歴史的資料であって、これを封印することは許されない。

25 甲・乙事件訴状第5第2項については否認ないし争う。

被告宮部には人格権侵害の意図はない。

甲・乙事件訴状第5第2項(2)アについては全国部落調査の復刻およびウェブへの掲載を原告西島藤彦らから求められ、被告宮部が断つたものであって、本件ウェブサイト目録3については何のやりとりもなかった。

甲・乙事件訴状第5第2項(2)イには東京法務局長が「行政指導を行った」とあるが、被告宮部が受けたのは「説示」であって行政指導ではない(乙4号証)。また、行政手続法32条によれば、行政指導の内容は「相手方の任意の協力によってのみ実現される」ものであり「相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とあり、行政指導に至らない「説示」であれば、なおのこと被告宮部が従う義務はない。

なお、被告らは本年5月10日にも東京法務局人権擁護部に呼び出され、全国部落調査の出版の件に関し聴取を受けた。その場で被告らは本件に干渉することを止めるように岩城光英法務大臣に伝えるよう申し出て、その後東京法務局から連絡はない。

26 甲・乙事件訴状第6については否認ないし争う。

全国部落調査の復刻は被告宮部が故意に行ったものではあるが、原告らに対する権利侵害行為ではない。

本件ウェブサイト目録3の掲載については、被告らによるものではない。

被告三品は本件に係るいずれの行為にも関与していない。

27 甲・乙事件訴状第7および第8について争う。

なお、具体的な権利侵害の内容と請求額の内訳が不明確であるので、後述のとおり、原告らに釈明を求める。

第2 請求の原因に対する認否(甲事件)

1 甲事件訴状第1第1項(1)については知らないし否認する。

2 甲事件訴状第3第4項(1)については知らないし否認する。

少なくとも「部落住民・部落出身者で構成する」という点については確認する術がなく、法律上意味があることではなく、その余の主張も原告らの持論に過ぎない。

3 甲事件訴状第3第4項(2)アについて

3段落目までについての歴史的経過は認める。その余は争う。

4段落目の原告解放同盟の活動の成果については、これは原告らの独自の主張に過ぎない。原告解放同盟の活動によって、原告らが法的に保護されるような権利を得たわけではない。

5段落目の最高裁平成26年12月5日判決は、滋賀県情報公開条例が定めた手続きによって行政機関が保有する文書を公開することの是非を争ったものである。なおかつ、最高裁は事務事業情報に該当するとの判断で滋賀県の同和対策地域総合センターの一覧を非公開としたものであって、同和対策地域総合センターの一覧が個人情報に該当するという判断はしていない(乙5号証54頁)。従って、本件とは無関係である。

4 甲事件訴状第3第4項(2)イについて

争う。

そもそも「原告解放同盟の構成員たる被差別部落民」といった法律上の地位は存在せず、原告らの独自の主張に過ぎない。原告解放同盟の構成員が「被差別部落民であることが予定されている」ということもあり得ないし、法律上あつてはならないことである。

明治4年8月28日付太政官布告第448号「穢多非人等ノ称被廢候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事」により、「被差別部落民」に類するような身分は存在していない(乙6号証)。

東京高裁平成20年7月1日決定が引き合いに出されているが、そもそも被告らは原告解放同盟に対して何かしらの行為を行っていないし、原告解放同盟の業務とは何の関係もない。

80年前の歴史的文書である全国部落調査の復刻を試みたところ、何の関係もない原告解放同盟がやってきて、被告らの業務を妨害したというのが本件である。

5 甲事件訴状第3第4項(2)ウについて

争う。

全国部落調査については原告解放同盟とは何の関係もなく、単に原告解放同盟に政治的な意味で都合が悪いから対応を迫られているに過ぎず、原告解放同盟の業務を妨害しているとは言えない。

原告らのような主張がまかり通るのであれば、誰かにとって都合の悪い言論は、業務妨害であり不法行為であるということになってしまい、民主主義の根幹である国民の言論活動が成り立たなくなる。

6 甲事件訴状第3第4項(2)エについて

否認する。

第3 訴状に対する被告の主張

1 部落とされる場所は今まで何度も公開されたこと

原告らは被告らに対して全国部落調査の頒布の禁止を求めるが、なぜ原告らや被告らが当事者となるのか明確でないだけでなく、原告らの主張は過去の経緯との整合性がない。

「部落」あるいは「同和地区」の場所は今まで何度も出版物などで公開されてきた。それらの多くは、行政機関や原告解放同盟の関係団体によるものもある。

次に示すのは、それらの例のごく一部である。

(1) 山陰之教育第二十號(乙7号証)

本書は明治30年(1897年)1月8日に私立鳥取県教育会事務所により刊行されたもので、鳥取県立図書館で見ることができる。

私立鳥取県教育会とは、1947年9月まで存在した、鳥取県内の教員による教育団体である。

「新平民に関する調査票」として、鳥取県内の、当時「新平民」の世帯があった地域を大字単位で特定し、それぞれ戸数、人口と就学者、不就学者等の数が表にまとめられている。特に女子の就学者が著しく少ないことが分かる。

当時は地域の篤志家等により部落の児童に対する学力保証の取り組みが始まった時期で、教員の間でも部落の不就学児童を減らす取り組みは重要な課題であったことがうかがえる資料である。

(2) 特殊部落改善資料(乙8号証)

本書は明治43年(1910年)6月15日に徳島県により作成された

ものである。本書は日本社会事業大学附属図書館に所蔵されている。

徳島県内の「特殊部落」(あるいは「特種部落」とも記述されている)が小字まで特定され、戸数や人口等が記載されている。

宗教、犯罪人員、職業といったことまで記載されていることから、部落の経済状況や治安の改善のために、かなり詳細な調査が行われていたことが分かる。

(3) 京都府未解放地区の生活実態調査報告(乙9号証)

本書は昭和28年(1953年)10月に社団法人部落問題研究所により刊行されたものである。国立国会図書館等で見ることができる。

社団法人部落問題研究所は1948年10月に解放同盟の前身の部落解放全国委員会の幹部らにより京都市で設立された団体であるが、1965年以降は解放同盟とは対立関係にある。

本書には京都府内の「同和地区」の地区名が列举され、大正10年、昭和10年、昭和15年、昭和25年の戸数と人口が記載されている。特に昭和15年のデータは全国部落調査と同じである。

(4) 同和問題資料 No.3(乙10号証)

本書は昭和29年(1954年)10月1日に奈良県同和問題研究所により作成されたものである。

奈良県同和問題研究所は解放同盟の前身の部落解放全国委員会の糾弾闘争を受けて、1950年に奈良県により設立された団体である。本書の序文には当時の奈良県民生労働部長により、本書を同和問題解決のために参考に資して欲しい旨が書かれている。

る。

本書には奈良県内の「同和地区」の地区名、世帯数、人口等が一覧表にされている。

(5) 調査その一(乙11号証)

本書は昭和29年(1954年)11月1日に和歌山県同和問題研究委員会が作成したものである。相当数作られたと思われ、時々古書店で見ることがある。

和歌山県同和問題研究委員会とは昭和27年に設立された、和歌山県知事直轄の組織である。本書序文で当時の小野真次和歌山県知事が本書を十二分に活用するように述べている。

本書には「関係地区」の地名が列挙され、昭和9年と27年の世帯数、人口が記載されている。特に昭和9年のデータは全国部落調査と同じである。

(6) 大阪市同和事業促進協議会10年の歩み(乙12号証)

本書は1963年に社団法人大阪市同和事業促進協議会により作成されたものである。国立国会図書館等で見ることができる。

社団法人大阪市同和事業促進協議会は1953年2月10日に大阪市の同和事業の窓口団体として設立された団体で、2002年4月1日に社団法人大阪市人権協会に改称し、2012年8月末に資金繰りの悪化により解散した。

本書には大阪市内の「地区」の場所が地図上に示され、さらに地区ごとにその状況が詳細に説明されている。

(7) 差別とのたたかい 部落解放運動20年の歩み(乙13号証)

本書は1967年10月に部落解放同盟長野県連合会により作成

されたものである。県立長野図書館で見ることができる。

本書には長野県内の「未解放部落」の地区名、俗称、世帯数、人口の一覧が掲載されている。もととなった資料は国の同和対策審議会調査部会の委託をうけて長野県が作成したもので、昭和38年1月1日現在の状況である。

(8) 漁村型同和地区の実態と行政の課題(乙14号証)

本書は1968年1月30日に当時の高知県幡多郡大方町町長の橋田光明氏によって発行されたものである。なお、調査者は原告解放同盟の関係団体である社団法人部落解放・人権研究所の事務局長であった村越末男氏(故人)である。本書は東京都人権啓発センター等で見ることができる。

本書には高知県内の「同和地区」の地区名が列挙され、その位置が地図上に示されている。

(9) 群馬解放 同和対策関係予算額一覧表 群馬県同和地区の現況(乙15号証)

本資料は昭和46年(1971年)6月1日に部落解放同盟群馬県連合会により作成されたものである。群馬県立公文書館で見ることができる。

群馬県内の「同和地区」の地区名、世帯数、人口、混住率(地区住民中の同和関係者の割合)の一覧がある。

(10) 滋賀の部落 第1巻部落巡礼(乙16号証)

本書は1974年8月28日に滋賀県同和事業促進協議会によって発行されたものである。本書は国立国会図書館等で見ることが出来る。これは滋賀県部落史研究会(事務局は部落解放同盟滋

賀県連合会)が刊行していた「滋賀の部落」に連載されていた「部落巡礼」をまとめた叢書である。なお、1998年には滋賀県同和問題研究所が「復刻 滋賀の部落」として「滋賀の部落」の全内容をまとめた復刻版を発行している。

本書の「発刊に寄せて」では当時の野崎欣一郎滋賀県知事が「本書がより多くの人々に読まれ、同和問題の早期解決に寄与することを切望する次第であります」と述べている。

本書には滋賀県内の「未解放部落」の新旧の地名が列挙されている。そして「部落巡礼」として1つ1つの地区について詳細に説明されている。

(11) 大阪の同和事業と解放運動(乙17号証)

本書は1977年5月10日に、原告解放同盟の関係団体である社団法人部落解放研究所から発行されたものである。なお、箱には「発売元 解放出版社」、定価3,000円と書かれている。発行人は村越末男氏である。相当数が作られたようで、国立国会図書館等で見られる他、古書店でも比較的容易に入手できる。

本書には1975年に「特殊部落地名総鑑」が発行されたことが触れられている一方、「大阪府部落概況」として大阪府内の部落の地名、戸数、人口、主な産業の一覧が掲載されている。

(12) 部落問題・水平運動資料集成 補巻一(乙18号証)

本書は1978年2月28日に三一書房から発行されたものである。編者の1人である秋定嘉和氏は部落解放同盟京都府連合会関係団体である京都部落問題研究資料センターの所長(なお原告西島藤彦は同センターの顧問)である。国立国会図書館等多くの図

書館に所蔵されている他、古書店でも容易に入手できる。

本書には全国水平社の求めで大正12年(1923年)に浄土真宗大谷派が調査した、「地方関係寺院」の檀徒が所在する地域が列挙されている。

また、本書には群馬県内の「被虐部落」の地名が列挙されている。

(13) 同和問題の解決のために(乙19号証)

本書は平成9年(1997年)4月に鳥取市職員同和問題研修資料として作成されたもので、鳥取市立図書館で見ることができる。

本書には鳥取市の隣保館の対象地区の地名が列挙されている。

(14) 市同促協創立50周年記念誌 50年のあゆみ(乙20号証)

本書は2003年2月10日に社団法人大阪市人権協会により発行されたものである。

本書には大阪市内の全ての「同和地区」の位置が地図上に示され、各「同和地区」の所在地が丁目単位で掲載されている。

2 同和事業で作られた施設が同和地区の目印となっていること

平成22年(2010年)11月に全国隣保館連絡協議会(全隣協)の協力、原告解放同盟の関係団体である社団法人部落解放・人権研究所の編集、そして厚生労働省の社会福祉推進事業補助金により、社会福祉法人大阪府総合福祉協会から「隣保館と社会資源等の連携状況アンケート調査」が発行されており、これは国立国会図書館で見ることができる(乙21号証)。

本書には当時の全隣協加盟隣保館900館の一覧が掲載されている。

全隣協は隣保館が同和対策として設置されたと説明しているし(乙22号証)、隣保館の対象地域は同和地区である旨を大阪府に対して答

えている(乙23号証)。

隣保館の多くは「公の施設」であるし、その場所を調べることは容易であって、同和地区の場所を特定するための目印になる。

他にも、教育集会所、改良住宅等が同和地区の場所を特定するための目印になっている実態がある。

原告解放同盟も、機関紙解放新聞において、被告宮部が前述の隣保館一覧をインターネットで公開したこと(乙24号証)を「悪質だ」と述べており(乙25号証「法務局と県知事に要請、ネットで削除し発禁に」との見出しの記事)、隣保館一覧が実質的に同和地区一覧と変わらないことを認識している。

3 部落問題の解決のために表現の自由を制限する必然性がないこと

これまで述べたとおり、部落の場所は隠されてきたわけでもなく、部落問題の解決のために部落の場所を隠す必要はない。

民主主義において表現の自由は重要な基本的人権である。安易に制限をかければ、現状を変えるための議論さえ不可能になるからである。部落問題の解決のためには表現の自由を制限しなければならないという根拠がどこにもない以上、被告らの表現の自由を侵害することは、無用な人権侵害でしかない。

原告解放同盟も、2011年3月4日の部落解放同盟綱領の解説において「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在していても、何らの差別的取り扱いや排除・忌避を受けることなく人間としての尊厳と権利を享受し、支障なく自己実現ができる社会環境になることである」(乙26号証2頁)と述べている。これによれば、部落問題の解決のために、部落

の場所を秘匿することを要件としていない。むしろ、「寝た子を起こす」と称して「部落」の場所や「部落民」を明らかにすることを推奨してきた。例えば、原告解放同盟関連誌「部落解放」では学校で「差別されてきた村」の名前について「その言いにくいことをはっきりと言えるように」と教師が指導したことを紹介しているし(乙27号証)、原告組坂繁之は「「寝た子を起こすな」は最悪の場合命までも奪いかねない！」と主張したとされる(乙28号証)

このように、部落の場所を明らかにするという前提で部落解放運動は行われてきた。「どこか」という情報がなければ問題を特定できないし、隠すことを強制すれば新たな人権侵害を生じさせるし、特に情報化が進んだ昨今では公開することより隠すことのほうが、はるかにコストがかかるので、これは全く正しい方針である。

4 原告らは部落問題についての言論を意のままにしようとしていること

原告らは部落の地名を明らかにすることはプライバシー侵害である旨を述べるが、前述のとおり部落の地名の公表は繰り返されてきた。

最近でも、2015年7月に原告解放同盟関連団体の解放出版社から出版された「愛知の部落史」に愛知県内の部落の地名や、同和地区の数や場所を特定する情報が多数掲載されている(乙29号証)。

一方、2011年2月に作家の塩見鮮一郎氏による「新・部落差別はなくなったか」が出版されたことについて、原告解放同盟は本書に神奈川県内の部落の地名等が掲載されていることを問題視した。その後、2012年10月に出版された塩見氏による「どうなくす？ 部落差別」に「いまから思えば、水平社結成時点で全国の部落の所在地を発表すべきだった。あるいは戦後にリセットされたとき公表すべきでした」(乙3

0号証72頁)「地名総鑑という本は、なんら悪いものではない。それを利用した企業が悪いのです」といった記述があったのだが(乙30号証80頁)、原告解放同盟はこれも問題視した(乙31号証)。

また、部落出身を自称している作家の上原善広氏は全国部落調査の復刻について「よいことであると思います」と述べている(乙32号証)。

また、関西大学人権問題研究室委嘱研究員の住田一郎氏は、部落の場所を明らかにするべきであると主張している(乙51、乙52号証)。

このように、部落の地名をどのように扱うかについては様々な議論があるなかで、原告らはプライバシー侵害という名目で、部落問題に関する議論や研究を意のままにしようとしている。

もし、原告らが、部落の地名の公表の是非を問うような裁判の原告としての適格性を持つのであれば、部落の地名を特定するような研究発表、報道について、原告らの意に沿うものは見逃し、意に沿わないものは排除するという決定権を原告らが持つことになり、実質的には部落問題に関する議論や研究について原告らが公権力を後ろ盾にして検閲する事を認めることになる。これは、憲法21条に反する。

原告らに、ほんのわずかな寛容さがあれば全ての問題が解決されるのに、不寛容故に他者に対する無用な人権侵害をしなければならない状況に陥っているのである。

- 5 原告らは「被差別部落出身者」なる身分を裁判所に認めさせようとしていること

原告らは人格権や「差別されない権利」を主張しながら、自らが「被差別部落出身者」であることを強調している。原告らの狙いは、「差別される身分」の存在を裁判所に認めされることであり、これは差別を固

定化させることである。

私人が日常生活で「被差別部落出身者」を自称することは勝手だが、裁判の場で自らを「被差別部落出身者」称することは、法の下での平等に反する行為である。

原告らが挙げる滋賀県の同和対策地域総合センター要覧に係る裁判や、鳥取市の同和対策固定資産税減免に係る裁判では、各裁判の原告が同和地区の特定を求めたが、同和地区の特定はことごとく裁判所に避けられた経緯がある(乙33号証)。おそらく、最高裁判所の意思は、絶対に公権力によって同和地区を特定したくないということであろう。

それならば、なおのこと公権力によって「被差別部落出身者」を特定してはならないということが、最高裁の意思である。

6 部落問題について

部落問題について甲・乙事件訴状第4について述べられているが、これは被告らの独自の考えでしかない。そもそも部落問題とは何で、現状はどうなのかということは定まった見解はなく、おそらく多くの人にとっては理解不可能な問題である。

原告解放同盟も「部落差別の起源については、今日では学術的主流となってきた中世賤民起源説や近世政治起源説など諸説が並立しており定説は未確定の現状である」としている(乙26号証4頁)。

原告らは同和対策審議会答申を引用して、(少なくとも江戸時代末期までの時期には)「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され」と述べているが、同和対策審議会答申が出されたのは50年以上前のことであり、その後の歴史研究で必ずしもそうではなかったことが

明らかになってきているし、当然答申が出された1965年当時と現在では全く状況が変わっている。

また、さらに同和問題について理解しにくくしているのが、「部落」「部落民」「部落差別」とは具体的に何なのか、明確でないことである。

7 「部落」の定義について

部落問題における「部落」とは、戦前は「特殊部落」「特種部落」「細民部落」「被虐部落」といった呼ばれ方をされ、戦後は「同和地区」「未解放部落」「被差別部落」といった呼び方をされ、そして同和対策事業が終わった現在では「旧同和地区」という呼び方もされる。これらの用語は概ね同じ意味ではあるが、厳密な定義がないため具体的に何を指すのか状況によって一貫しない。

法律上の「同和地区」は、既に失効済みの同和対策事業特別措置法において「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義された。

「歴史的社会的理由」の1つとして近世の「穢多」「非人」と呼ばれた身分に由来するという事がある。注意すべきは、法律にそのように明示されていたわけではなく、事実上そのような建前のもとで法律が運用されていたということである。

加えて「生活環境等の安定向上が阻害されている」という条件を満たして「同和地区」の要件を満たすことになる。

従って、「歴史的社会的理由」があるからと言って、必ず「同和地区」と言えるわけではない。

例えば1795年に書かれた「因幡誌」によれば現在の鳥取市河原町布袋と河原町渡一木に比較的大規模の「穢多村」が存在したことにな

っているが(乙34号証339, 341頁)、明治以降の文献(乙7号証、乙35号証167～173頁)には部落としてこれらの地名は出てこず、同和地区として指定された形跡もない。鳥取市松原と富安は1897年の新平民に関する調査表」に出てくるが(乙7号証23, 26頁)、松原は全国部落調査(乙35号証167～173頁)にはなく、松原・富安共に同和地区指定されなかった(乙19号証)。

逆のケースとして、鳥取県八頭郡智頭町久志谷は同和対策が行われたが、因幡誌(乙34号証)にも全国部落調査(乙35号証167～173頁)にも名前がなく、1923年の「大谷派地方関係寺院及檀徒に関する調査」にだけ「地頭村櫛谷」として名前があり(乙18号証213頁)、本当に「歴史的社会的理由」があるのか定かではない。また、滋賀県草津市木川町は同和地区指定された(乙36号証)が、その歴史的経緯を見るとこの地域はいわゆる「スラム」に由来するものであって、穢多・非人等に関係しているという根拠はない(乙37号証)。

本来は「生活環境等の安定向上が阻害されている」実態が解消されれば同和地区から外すべきであるが、明示的に同和地区を解消したのは滋賀県蒲生郡日野町(乙38号証)などの一部の自治体のみで、国においては失業保険の上乗せ支給(乙39の1、乙39の2号証)など未だに同和地区の存在を前提とした施策が行われていながら、同和地区の場所が明らかにされていないのが実情である。

8 「部落民」の定義について

「部落民」あるいは被告らが言うところの「被差別部落民」が誰を指すのかは明確ではない。

行政用語では「同和関係者」「同和地区出身者」という言葉があるが、

これについて鳥取県が「厳密な定義はない」とした上で「同和関係者」は、同和地区居住者のうち近世の被差別身分との系譜関係を持つ者で同和地区から外に出て生活しているものは含まれないが、「同和地区出身者」は、近世の被差別身分との系譜関係を持つ者で同和地区から外に出て生活しているものも含まれる」としている(乙40号証)。なお、「同和地区住民」は文字通り同和地区の住民である。

「同和関係者」のことを「属地属人」、「同和地区出身者」のことを「属人」、「同和地区住民」のことを「属地」と呼ぶこともある。同和対策事業特別措置法によれば、同和対策事業は住民を対象として行うことになっているので、本来は「属地主義」が原則であるが、農村部では「属地属人主義」(「同和関係者」のみを施策の対象とする)ことが多く、場合によっては「属人主義」(地区を出ても施策の対象となる)のこともあった。一方、原則通り「属地主義」で施策を行った自治体では、出自は問わずに「同和地区住民」は全て「同和関係者」とされた。このように、同和事業においては「属地主義」「属人主義」「属地属人主義」が入り混じっており、どれが適用されるかは地域や施策によってバラバラであった。例えば、滋賀県野洲市では旧中主町では物件に対する属地主義、旧野洲町では物件と人に対する属地属人主義で同和対策固定資産税減免が行われていた(乙41号証)。

また、「近世の被差別身分との系譜関係」というのは建前であり、そもそもほとんどの人は自分の先祖が近世にどのような身分に属していたのか知る由もない。従って、山林の入会権のようなものと同様に、どの自治会・町内会に所属するかで判別されることが多かった。また、解放同盟が事実上の事業窓口団体であった自治体では、ある人が「同和

関係者」に該当するかどうかの判断は解放同盟の裁量次第であった。

かつては隣保館に「同和関係者」の名簿が据え付けられていたこともあったが、現在では「同和関係者」「同和地区出身者」さらに「被差別部落出身者」を判別することは困難になっている。

例えば、任意の誰かを指名して、「被差別出身者」であるかどうか判別することはまず不可能である。前述のとおり、単に出身地の地名で判別できるものではないし、「出身地」という概念も曖昧なものである。例えば両親の実家は鳥取県にあるが、両親の出稼ぎ先の大阪府で出生した場合、出身地は鳥取県とも大阪府とも、どちらとも言える。

9 「部落差別」の定義について

何が「部落差別」であり、何がそうでないのか、明確な基準はない。

ただし、原告解放同盟においては、1957年の部落解放同盟第12回全国大会で承認された「日常、部落に生起する問題で、部落にとって、部落民にとって不利益な問題はいっさい差別である」（いわゆる「朝田理論」）という命題が部落差別の定義である。これによれば、原告らのような自称「被差別部落出身者」にとって都合の悪いことは何でも差別と言えることになる（乙26号証5頁、乙42号証）。

また、「差別された」ということが、「差別された振り」に過ぎないことがある。

岡山県の部落出身のヤクザで宮本組の相談役だったとされる中野一成の自伝「血の声」には、もともと勉強が苦手な中野が学業をさぼって不登校になったが、父親には「学校で差別された」と言い訳して、それを真に受けた父親が担任教師に「家のボンに差別するからじゃ」と文句を言った旨が書かれており、その上で「本当はそんなに差別されたと思

ってなかったんですが、よく口実に使ったんで」と述べている(乙62号証)。

また、部落出身を自称している作家である角岡伸彦の「はじめての部落問題」には「学内で差別落書きが発見されれば、部落民の立場から怒りを表明したビラをまき、学長声明を出させたりした。だが、本当に部落民としてそれらの落書きに憤っていたのかというところではなかった。落書きで傷つくほどひ弱ではなかったし、そんなものが部落差別だとは思えなかったからである」との記述がある(乙63号証)。

「滋賀の部落」には、1733年に書かれた近江輿地志略に穢多村である旨が記録されている、現在の草津市西草津の住民が、先述の草津市木川町の住民を差別してきたという記述がある(乙16号証54頁)。言い換えれば旧穢多村の住民がスラムの住民を差別するということがあるわけで、これを「部落差別」と呼べるのか定かではない。

10 「差別されない権利」について

原告らは「差別されない権利」なるものについて独自の考えを述べるが、「差別されない権利」があるとすれば、それは全ての国民に等しくあるものであって、原告ら特有のものではない。

原告らが「被差別部落民」であろうとなかろうと、今でも「部落差別」が残っているとすれば、原告らも差別を温存した「共犯」である。おそらくはほとんどの原告らにとって次の世代である被告らが、部落問題を解決できなかった原告ら前世代の老人から偉そうに言われる筋合いのものではない。「差別されない権利」があるなら、なおのこと被告らは次世代に問題を先送りしないため、前世代の間違った因襲を破壊しなければならぬ。

11 原告解放同盟は「被差別部落民」の代表ではない

平成元年(1989年)8月4日、法務省人権擁護局総務課長は確認・糾弾会についての見解を公表し、その中で「特定運動団体が同和関係者全体を代表しているものとも考えられない」と述べている(乙43号証4頁)。事実、原告解放同盟以外にも自由同和会、全日本同和会、全国地域人権運動総連合、部落解放同盟全国連合会等の部落解放運動団体が存在する。また、ほとんどの「同和関係者」はどの運動団体にも所属していないと考えられる。

また、部落の成り立ちや状況は部落ごとに違っており、「被差別部落民」「同和関係者」という集団が全国ひとまとまりに存在するという考えは相当無理があり、全てが共通した利害を持つわけでもない。

12 全国部落調査に掲載されているから差別対象となる根拠はない

単に全国部落調査に掲載されている部落だから「部落差別」の対象となるといった考えは誤りである。

大阪高等裁判所平成26年9月18日判決(判例時報 2245 号22頁)によれば、ある物件で自殺者が出たことは「嫌悪すべき歴史的背景に起因する心理的欠陥」であり、賃貸人は賃借人に対して告知する義務があるとしている。

一方、平成22年5月18日(2010年)に当時の前原誠司国土交通大臣が、衆議院の国土交通委員会において「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法第四十七条に抵触するかとの問い合わせがあるかどうかということも聞いております。これは、答えを言いますと、抵触するかというのは、抵触しないわけです。そんなことは答えなくていいというのが宅建業法の四十七条

であります」と答えている(乙47号証)。

とすると、ある不動産物件が部落にあることは「嫌悪すべき歴史的背景に起因する心理的欠陥」ではないのだから、部落に住むだけで差別対象となることは考えられない。

問題の原因は歴史的背景といった抽象的なものではなくて、個別の部落の実態にある。

例えば全国部落調査には東京都内の地名が20箇所記載されているが(乙35号証8～9頁)、東京都は同和地区指定を行っておらず、都市化しているため、それらの地域に住むことが特別視されるとは考えづらい。

富山県も同和地区指定を行わなかったが、全国部落調査(乙35号証153～167頁)には実に233もの地名が掲載されている。その中で最も戸数の多いとされた富山市清水町をストリートビューで見ても、なんら違和感はないし、10戸程度の部落があったとされる富山市上今町を見ても、富山県では典型的な散村があるのみである。

一方、甲16号証として提出されている大阪府池田市北古江はどうかと言えば、写真にあるように掲示板に解放新聞が貼られていることから全国部落調査があろうとなかろうとそこが部落だと分かるし、廃墟と空き地が目立ち、付近の山林がゴミだらけなのは事実である。

また、全国部落調査に掲載されている鳥取市下味野(乙35号証171頁)は、国立国会図書館のウェブサイトにある「国立国会図書館サーチ」で「下味野 部落」で検索すると原告解放同盟の関連企業の解放出版社による雑誌「部落解放」の見出しが出てくる(乙44号証)。それらの内、「共に育ち合う保護者集団をめざして 鳥取市・下味野保護者

会の取り組み」を国立国会図書館に出向いて閲覧すると、保育所の保護者が「狭山同盟休園」（いわゆる「狭山事件」で石川一雄氏を有罪にした裁判所に抗議して子供に保育所を休ませること）や「天皇誕生日に反対する取り組み」を行ったことが書いてある（乙45号証）。

滋賀県旧虎姫町では、同和対策として作られた異常な数の改良住宅が立ち並んでおり、5年前にはそれらの住宅の又貸しが横行していることが明らかになった（乙46号証101～112頁）。

同和事業が全ての同和地区において成功したわけではないし、むしろ部落における原告解放同盟の活動や同和行政のやり方自体が異常・異様であるから嫌われるのであって、部落だから差別されるわけではない。天皇制や戸籍制度に反対する等の、政治的に偏った主張をしている（乙26号証16頁）原告解放同盟が、あたかも同和地区住民の考えを代弁しているかのように標榜していることが、部落に対する偏見を広めている。

また、部落の場所を特定しなければ、個別の部落が抱える問題は解決できないのであって、部落の場所をタブーにして議論すれば、一部の地域の問題があたかも全ての部落の問題かのように誤解させることになる。

13 全国部落調査の出版禁止はもはや無意味であること

既に全国部落調査の内容は拡散しているため、被告に対する出版禁止等の措置は無意味である。

全国部落調査掲載部落の所在地の特定等の研究は、Wiki サイトにより不特定多数により行われた。全国部落調査の内容には非常に多くの方が興味を持っていると考えられ、さらなる研究を望んでいるのは被

告らだけではない。

そのため、何者かにより「同和地区 Wiki」は「<http://xn--dkrxs6lh1g.com/>」というアドレスで運営が続けられている。

また、何者かにより全国部落調査およびその復刻版は、アメリカ合衆国カリフォルニア州にある LinkedIn 社が運営する文書共有サービス SlideShare に掲載され、同じくアメリカ合衆国カリフォルニア州にある電子図書館、The Internet Archive に所蔵され、公開されている(乙48号証)。

「同和タブー」が通用するのは日本国内だけである。

全国部落調査を公然の秘密として扱い、日本国内の研究者の自由を奪い、国民に無知と沈黙を強制する試みを続け、その理由として子々孫々まで「未だに部落は差別されるから」と説明し続けるか、全国部落調査を文字通り公然のものと扱って、自由な研究と知識と議論によって問題を解決するか、2つの道の選択を迫られているのである。無論、後者の方が民主的かつ文明的な解決方法であることは明白である。

14 全国部落調査は学術的価値の高い文書であること

乙35号証の全国部落調査は、日本社会事業大学附属図書館に所蔵されているものを、被告宮部が同館の許可を得て全頁複写したものである。

全国部落調査は部落問題に関わる様々な文書から引用されている。

原告解放同盟の綱領の解説(乙26号証9頁)にも、「歴史的な政府統計調査では最大で約5600カ所におよぶ被差別部落数が報告(1935年(昭和10年)調査)されている」との記述があり、部落数の若干の

違いがあるが、これは明らかに全国部落調査のことを指している。同時に「数千世帯の大規模集落であろうと一世帯のみの点在であろうとも、「被差別地域」としての基本的な性格はなんら変わらない」「約1000カ所の部落が未指定地区となったことが分かる」と述べられている。原告解放同盟のこの認識が正しいかどうか検証するためには、全国部落調査の内容の研究が欠かせない。実際、全国部落調査掲載地域をグーグルストリートビュー等で調べると、原告解放同盟の主張は正確でないように思われる。

全国部落調査は他にも、多数の部落問題に関する学術論文等から引用されている、乙53号証53頁、乙54号証110頁、乙55号証は、それらのごく一部である。

部落問題の研究は全国部落調査なしには出来ないと言っても過言ではない。

15 「同和タブー」が問題解決の多様な取り組みの障害であること

滋賀県甲賀市では「ニンジャファインダーズ」と称して、電話帳から甲賀忍者にゆかりがあると思われる名字の世帯に往復はがきを送り、忍者を探す試みをした(乙49号証)。その結果、実際に、島原の乱で幕府側の隠密として働いたという忍者の子孫が見つかっている(乙50号証)。要は先祖が大虐殺に加担したということなのだが、それでも甲賀市は忍者の歴史を観光資源として活用しているのである。

そうであれば、「部落ファインダーズ」を結成し、全国部落調査等を活用して部落を特定し、部落の歴史を紐解いて、2020年の東京オリンピックでは日本の忍者に続く日本の観光資源として外国人観光客に売り込んでもよいはずである。

昨今は「Pokémon GO」が話題となり、各地の自治体が地域おこしに活用する試みを始めているが、各部落にポケストップを配置し、レアポケモンを集中する取り組みをすれば、大いに部落解放と融和に貢献するはずである。

「我々は差別されているから」ということを前提に行政から保護や施しを受けるのは恥ずべきことである。

今こそ、「エタであることを誇る」という水平社宣言の原点に立ち返り、部落に対する暗いイメージを破壊することが求められているのである。

16 「同和地区 Wiki」は特定電気通信設備に該当すること

被告宮部は「同和地区.みんな」ドメインを保有していただけであるので、被告宮部が管理したのはドメインに対してどのドメインネームサーバーを対応させるかということである。

これを持ってサイトを管理したということになるとしても、「同和地区 Wiki」はいわゆる「ウィキ」サイトであって、電子掲示板等と同じく、不特定多数による通信を媒介する設備である。

ウィキは事前許可を必要とせず誰でも編集できるサイトであり(乙56号証2頁)、「間違いを犯しにくくするのではなく、間違いを直しやすくする」という方針で設計されている(乙56号証3頁)。

そのため、ウィキは特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)の特定電気通信設備に該当し、同法3条によれば「当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」「当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電

気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」でなければ当該関係役務提供者は賠償の責任を負わないとされる。

「部落解放同盟関係人物一覧」について、被告宮部がその情報の流通を知ったのは乙1号証の仮処分命令申立書が送達された時であり、同時に乙2号証が送達されてウェブサイト上の情報の削除命令の申立てが取り下げられたので、被告宮部は原告らの真意を測りかねている状態であった。

その後、平成28年4月9日にウェブサイト上の情報の削除命令の申立てが被告宮部に送達されるに至って、被告宮部がツイッターで「送信防止措置」を呼びかけたことから、おそらくは情報を掲載していた者によって自主的に「部落解放同盟関係人物一覧」が削除されたものである。

それまで、被告宮部が知る限り、原告らから「部落解放同盟関係人物一覧」に関して何らかの要請が行われたことはない。また、おそらく当該記事は原告らの手で編集して削除することも可能であった。

第4 平成28年7月5日片岡明幸意見陳述に対する被告の主張

- 1 前提として、片岡明幸が「被差別部落民」である根拠はなく、片岡明幸の意見書は「被差別部落民」を自称する一国民が、独自の意見を開陳しているものである。
- 2 片岡明幸は、「今回の問題ほど悪辣で許せない差別事件に出会ったことはありません」と言うが、本件が「差別事件」というのは、「朝田理論」に基づく片岡明幸の独自の解釈に過ぎない。

また、「差別を助長し、差別煽動」した事実はない。

「出版禁止、掲載禁止」は憲法21条の言論出版の自由、23条の学問の自由を侵害するもので許されない。

- 3 1975年当時は「部落地名総鑑事件」の問題に関わらず、公然と身元調査・就職差別が行われていた時代であり、前々年の「三菱樹脂事件」判決で最高裁判所が財閥系企業による身元調査・就職差別を事実上容認し、さらに前年に部落解放同盟兵庫県連合会支部による「八鹿高校事件」で「部落は怖い」という印象が広められた。

片岡明幸は40年以上も前の時代背景を理解せず、なおかつ当時と現在の社会状況を混同しているものである。

片岡明幸は「部落差別をなくすための努力と、その成果を破壊する許しがたい行為」と言うが、「全国部落調査」の公開がどのように成果を破壊するのか、何ら明らかにしていない。

片岡明幸が挙げている「就職差別撤廃のための統一応募用紙」「公正採用選考人権啓発推進員」「本人通知制度」は、被告宮部に言わせれば「部落問題解消のための活動をしていますよ」という言い訳作りにすぎない上、「部落は差別されるものだ」と企業と自治体関係者に知らしめる弊害の方が大きく、そのようなものが「成果」であり「解放運動」であるなら、徹底的に破壊され、冒涇されて然るべきである。

- 4 片岡明幸は横浜地裁の出版禁止の仮処分の関係書類をヤフオク！で売ったことを「裁判所を冒涇するものであり、法治国家に対する挑戦」と言うが、片岡明幸の独自の考えに過ぎない。

3月28日の横浜地裁の出版禁止の仮処分は、具体的に書籍名・副題・編者・体裁を指定して出版を禁止したものであって、仮処分関係の書類をヤフオク！で売ることを禁じていない(乙3号証)。

法律で禁止されない限り国民は自由に振る舞えるのが「法治国家」であって、片岡明幸は法治国家の意味を理解していない。法律で定められていないことについてまで、国家権力の意図を忖度して、国家権力を冒涇しないように振る舞えという考えは、人権活動家に悖るものである。

そもそも全国部落調査の出版禁止には何の法律上の根拠も示されておらず、言ってみれば「同和タブー」という「世間の空気を読め」と人に強制することである。そのようなものは、断じて「法治国家」の所業ではない。

片岡明幸は東京法務局が3月29日に被告宮部に対して「行政処分をおこないました」というが、法務局が行ったのは「説示」であって行政処分ではない(乙4号証)。

- 5 片岡明幸は「個人情報保護法の精神に立てば、個人情報には本人の承諾なしに勝手に公表してはなりません」というが、これは片岡明幸の独自の考えに過ぎない。

そもそも「全国部落調査」に個人情報は含まれていない。また、個人情報保護法は「事業者」を規制するものであって、なおかつその第66条1号で「報道」を規制から除外していることから、表現の自由のために公表することは禁じていない。

片岡明幸は「アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少数者などの情報を公表することは」「当事者の同意を得ること、結果に対して責任を負うこと、差別や偏見をなくす活動の一環であることが最低限必要」と述べるが、これは片岡明幸の俺様ルールに過ぎない。さらに「アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少数者など」に限

って必要とするというのであれば、「アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少数者など」に限って特殊な扱いをせよということであって、片岡明幸の主張は差別的なものである。片岡明幸は「アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少数者など」を差別する、差別主義者である。

しかも、片岡明幸のいう「当事者」というのは、具体的に誰のことを指すのか、明らかではない。

片岡明幸は被告宮部が「戸籍の不正取得や部落地名総鑑がどう使われてきたのかについて、何も語ろうとしていません」というが、被告宮部はブログ「鳥取ループ」において「戸籍謄本等の不正取得によって、具体的に誰が「重大な人権侵害」を受けたのか不明である」と書き(乙57号証)、また「当時、部落地名総鑑が出回ったのは、決して、「部落民が汚れているから」というような迷信に基づいたものではなくて、当時は(ある意味今でも)当たり前だった過激派や共産党排除のようなことの延長線上にあったわけです」と書いた(乙58号証)。

片岡明幸は被告宮部が「差別をなくそうと呼びかけたこともありません」というが、被告宮部はブログや著者等で、具体的な提言をしてきた。「同和と在日」では横須賀市武にある同和住宅「武ハイム A 棟」について住宅の払い下げなど、問題解決のための方法を提言している(乙59号証120、121頁)。またブログ「鳥取ループ」では大阪市の中津と舟場が同和地区指定されなかった経緯から「中津の例から学ぶとすれば、「地上げによって住民が散り散りになればよい」ということになります。また、舟場の例からすると、「住民が部落解放同盟から離れて自立すればよい」ということです」と書いた(乙60号証)。

被告宮部が何も語っていないのはなく、片岡明幸には自分にとって耳の痛いことを聞くほどの度量がないのである。

原告解放同盟こそ、漫然と既得権益を求め続け、部落問題解消のための現実的な道筋を示せず、事実として今まで問題を引きずってきた。

片岡明幸は被告宮部のことを「差別主義者」と言うが、片岡明幸こそ屁理屈を並べる、差別主義者である。一部の人間が情報を独占して、法の下で「被差別部落出身者」を自称するような運動は、断じて部落解放運動などではない。

片岡明幸は「全国の同和地区住民は、怒りで身を震わせながらこの裁判を注視しています」と言うが、被告宮部は本件提訴の後も各地の同和地区を探訪しており、地元の住人に地区を案内してもらったり、地区内の飲み屋で語り合ったりしているが、片岡明幸が言うような住民は1人も見ていない。同和地区住民はそれぞれの地域の住民に過ぎず、誰もが自分が同和地区住民だと意識しているわけではないし、一般の国民と何の違いもない。片岡明幸の説明は、全ての同和地区住民は不寛容で一致した考えを持ち徒党を組んで何かを仕掛けてくるといった誤解を生むものであり、解放同盟の幹部がいかにも非常識で、異常・異様な思考をしているのか如実に示すものである。

片岡明幸は被告宮部の行為について「刑事罰として処罰されてもよい」と言うが、片岡明幸独自の考えを開陳しているに過ぎない。「刑事罰として処罰されてもよい」のであれば、刑法のどの条文により処罰されるのか、示さなければならない。

第5 平成28年7月5日中井雅人意見陳述に対する被告の主張

- 1 中井雅人は被告らの著書「部落ってどこ？ 部落民ってだれ？」(乙61号証)のごく一部を引用して、被告宮部があたかも悪ふざけで滋賀県に対する情報公開請求を行ったように印象付けているものである。本書が提示した主な問題は、弱い立場の一市民が電話で同和地区の場所を問い合わせたら部落解放同盟や行政から糾弾されるのに、被告宮部が堂々と情報公開請求をすれば全くお咎め無しということは、部落解放同盟や行政が行っていることは差別解消の取り組みの名を借りた、単なる弱い者いじめではないかということである。

中井雅人が触れている最高裁の判決は、行政が保有する文書の公開の是非に関するものであって、民間人が文書を手に入れて公開することの是非を争ったものではない。

中井雅人は「部落解放同盟関係人物一覧」の公開が被告によるものと決めつけているが、これは事実無根である。

また、「全国部落調査」がインターネットで拡散され、回収不能になることは、被告宮部が望むことである。これが「ふと湧いてでた“いたずら心”」などと思うのは、あまりにも甘い考えである。

国会に提出されている「部落差別の解消の推進に関する法律」案には部落の場所を公開してはならないといった規定はなく、代わりに「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」という規定があり、むしろ全国部落調査のような文書を再び行政が作成すると取れるような規定が存在している。

「ヤフー知恵袋」などのインターネットサイトに関しては、原告らの今後の主張を待つところであるが、「ヤフー知恵袋」などで部落問題に関

する質問がされることは今に始まったことではないし、誰でもアカウントを開設して質問や回答を行えるのだから、被告や原告らが自作自演をすることも容易いことであるし、そこでのやり取りが気に入らなければ原告らが自ら質問・回答すればよいのである。

- 2 中井雅人は持論である「差別されない権利」について縷々述べているが、本件との関係が明確でない。

結局、「被差別部落出身者」なるものを特定することが「差別されない権利」の侵害という趣旨であろうが、被告は「被差別部落出身者」を特定することはしていない。

- 3 中井雅人は被告が表現の自由によって行為を正当化していると勝手に述べているが、表現の自由とは無関係に被告の行為は正当なのである。

80年前の本を発売禁止にするということが異常・異様なのであって、このようなことが認められるのであれば、80年後の人間に対しても「部落差別が未だにあるから」と歴史文書を検閲する行為をしなければならず、それこそが部落差別を固定化する行為であると被告は主張したいのである。

「表現の自由だからと言ってなんでも許されるのか」という問題ではなくて、「差別だ」と言えばどこまで異常・異様がまかり通るのかということが問題なのである。

また、被告宮部を「ヘイトスピーチ」を行う在特会などと同一視するのであれば、大きな間違いである。被告宮部は10年にわたって、半世紀以上部落問題を解消できないでいる部落解放同盟と国、地方自治体の責任を追求してきたのである。例え相手が「被差別部落出身者」を

自称する200人あまりの集団だろうと、弁護士だろうと、個人の尊厳と自由を守るために被告宮部は不屈・不滅を貫く所存である。

裁判所におかれては、「部落は怖い」という差別意識にとらわれることなく、また「部落民は可哀想な人たちだ」という誤ったステレオタイプにとらわれることなく、また司法の役割を超えて実質的に法律を作るような恣意的な判例をつくるようなことをせず、現行の法と正義のみに従い、その場限りではない普遍性のある判断をすることを望むものである。

第6 求釈明

- 1 原告らは自らを「被差別部落出身者」と称するが、この「被差別部落出身者」なる用語の定義は定まっていない。

原告らにとって「被差別部落出身者」とは具体的にどのような人を指すのか、例えば被告宮部自身や被告三品自身が「被差別部落出身者」であるのかどうか判別できる程度に、その要件を明らかにされたい。

また、原告らがなぜ「被差別部落出身者」と言えるのか、具体的に明らかにされたい。

- 2 原告らは「被差別部落出身者」と特定されることにより「差別されない権利」が侵害されるといった趣旨のことを述べているが、公開の法廷に提出される文書で自らが「被差別部落出身者」であると称することは矛盾した行為である。

原告らが、あえて本件で「被差別部落出身者」であると称することにより、「被差別部落出身者」でない場合に比べて、法律上の地位についてどのような違いが生ずるのか明らかにされたい。

- 3 原告らは人格権が侵害されたと主張するが、本件別紙書籍目録、別

紙ウェブサイト目録にある書籍、ウェブサイトのどの記載がいかなる事実を摘示しており、その事実がどのように原告らの人格権を侵害するのか、原告個人ごとに明らかにされたい。

- 4 各原告は、それぞれ慰謝料100万円を請求するというが、その内訳が曖昧である。

被告らのどの行為がどれだけの損害額に相当するのか、原告ごとに内訳を明らかにされたい。

以上